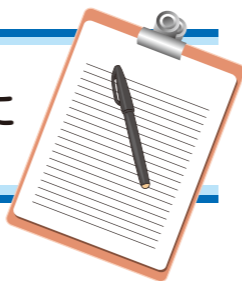


自民党横浜市会議員団

よこはま自民党「責任と約束。」に関する横浜市民アンケートにご協力ください。 ※FAXまたはEメールでご返信をお願いいたします。



差しつかえない範囲でご記入をお願いします。

お名前 男・女 男 女

ご年代に○をお付けください。
①20代 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代 ⑥70代 ⑦80代以上

ご住所

Eメールアドレス (携帯メール可) 電話 ()

※なお、本件で取得した個人情報については、個人を特定しない統計情報のみに使用し、他には一切使用しません。

【ご記入のしかた】 ご意見のある条例と各要旨の□にチェックを入れ、下段の回答欄にご記入ください。

全ての条例全般について

こどもを虐待から守る条例

- 市の責務 保護者の責務
- 市民の責務 関係機関の責務

がん撲滅対策推進条例

- 横浜市の責務 緩和ケアや在宅療養
- 予防および早期発見 表彰制度

商店街振興基本条例

- 事業者の役割 行政の役割
- 商店街の役割 市民の役割

生活道路整備促進条例

- 市の責務の強化 後退用地等の整備
- 建築主等の責務の強化 市の権限強化

地産地消・食育条例

- 行政の役割 生産者の役割
- 市民の役割 事業者の役割

財政健全化条例

- 持続可能な財政構造の確立 情報の共有
- 計画的な財政運営 資産・負債の管理

回答欄(自由にご意見をお書きください)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※複数の条例についてご意見のある方は、お手数ですが本紙をコピーのうえ、ご記入、ご送信ください。

横浜市議員 山下 正人 行き

FAX 番号 045-905-5009



メールでのご返信も承ります。

myoffice@m01.itscom.net

(携帯メールもOK。回答をスキャンして送っていただいても結構です)

横浜市議員 山下 正人



発行日/平成26年 新春号 発行責任者/横浜市議員 山下 正人
発行所/〒225-0002 横浜市青葉区美しが丘5-1-5 第3吉春ビル210
TEL. 045-905-5006 FAX. 045-905-5009 http://www.yamashitamasato.com

山下 正人のメールアドレスにアクセスできます。

myoffice@m01.itscom.net



R100

https://www.facebook.com/masato.yamashita1
@yamashitamasato

自民党横浜市会議員団 全区一斉アンケート

よこはま自民党「責任と約束。」

に関する 横浜市民アンケートを実施します。

新しい条例案についてのアンケートにご協力をお願いいたします。

横浜市を含む地方自治は、強い権限を持つ市長と、市民の代表が集う合議制の議会による二元代表制によって運営されています。地方分権の時代に議会に求められるのは、市政のチェック機能だけでなく、積極的な政策の立案・実行が重要であると考えます。「よこはま自民党」は市民のみなさんの声をしっかりと受け止め、政策の実行を図るために横浜にとって喫緊の課題について新しい条例を制定することを提案いたします。

約束したことは守るという当たり前のことが出来なければ、政治が市民から信頼を取り戻すことは出来ません。私たちは本当に必要な政策を、効率的に無駄なく実行させていくことこそが議会の役割ととらえ、将来の横浜のため、子供たちの未来のために責任を持って市政の舵取りをしてまいります。

やました まさと

山下 正人

横浜市議員 | 青葉区



自由民主党

FAX送信の際、必要に応じて点線から切り離してください。

よこはま自民党「責任と約束。」に関するアンケートにお答えください。

こどもを虐待から守る条例

要旨



■市の責務

- ・市民及び関係機関との密なる連携。
- ・子育て支援事業の充実及び着実な実施。
- ・気軽に相談できる環境整備。
- ・精神科を診療科目とする病院との連携。
- ・子どもを虐待から守る為の調査研究、広報啓発の実施。

■市民の責務

- ・子育てに関わる保護者の負担の理解。
- ・地域において子ども及び保護者の見守り声かけ。
- ・虐待を発見した場合には、速やかに通告受理機関に通告。

■保護者の責務

- ・過度な嫉が虐待につながるとの認識の共有。
- ・子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育の努力義務。
- ・一人で抱えずに周りの人に相談をする。

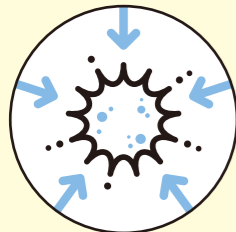
■関係機関の責務

- ・子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力。
- ・虐待を発見した場合には、速やかに通告受理機関に通告。
- ・子育て中の保護者間で相談できる環境づくり。

期待される効果 市、市民、保護者、関係機関の責務を明らかにすると共に、**虐待の予防及び早期発見**、虐待を受けた**子ども**の保護、そして虐待から**子どもを守る**ための施策の基本的事項を定める事により、子どもを虐待から守り、子どもの心身の健やかな成長に寄与する事を目指します。

がん撲滅対策推進条例

要旨



■横浜市の責務としての総合的な対策の推進

- ・医療、介護、福祉、教育、雇用、就労など、幅広い視点からがん対策を捉えるとともに、区ごとに異なる高齢化率、地域特性、医療・福祉機関の分布など各区の独自性に応じた施策を推進する。

■予防および早期発見の重要性の啓発と体制の整備

- ・がん検診の受診に対する公的助成の充実や、早期発見・治療ががんの克服に有効だということの周知の徹底、食生活や生活習慣による予防、がんウィーク・がん検診月間などの啓発活動期間の設定などによって市民理解を高める。

■緩和ケアや在宅療養を支える体制の整備

- ・初期段階から末期がんまで、がんのあらゆるステージにおいて患者や家族に寄り添う緩和ケアを充実させるとともに、医療と介護の垣根を越えた在宅療養のための人材育成や体制整備を推進する。

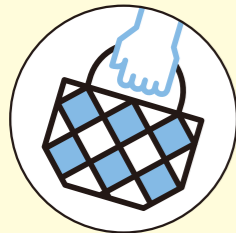
■表彰制度

- ・事業者や団体、個人の積極的ながん対策推進の取り組みを顕彰することにより、がん撲滅対策の一層の進化・充実を進める。

期待される効果 条例が制定されることで、**生活習慣の改善**、**市民スポーツの推進**、**がん対策**、**がん患者や家族のケア**など、がんの撲滅につながる様々な分野における政策が連携することになり、行政・市民・医療機関・企業・各団体などが一体となってがんの撲滅に取り組むこととなります。

商店街振興基本条例

要旨



■事業者の役割

- ・自らの事業の発展及び魅力づくりに努める。
- ・商店街の活性化に資する事業に対し積極的に協力する。

■商店街の役割

- ・会員相互の連携を図り魅力ある商店街の形成に努める。
- ・活性化に対する市民の意見や協力を得ることに努める。

■行政の役割

- ・商店街振興に必要な施策を区局が連携して推進する。
- ・商店街振興のための広報を積極的に行い市民の理解を求める。

■市民の役割

- ・身近な商店街が地域の発展や市民生活の向上に寄与していることについて理解を深める。
- ・商店街振興に協力する。

期待される効果 市民の身近に展開する商店街の活性化を進めることにより、市内経済の発展はもちろん、市民の利便性や親近感を高め、**地域の賑わいを創出**します。また、人と人との繋がりがより強固なものとなり、**日頃の防災・防犯意識の向上**や**災害時の安全・安心**に寄与することが期待されます。

生活道路整備促進条例

要旨



■市の責務の強化

- ・違反建築物への積極的な是正指導・是正命令。
- ・狭あい道路の整備に必要な予算の確保。

■建築主等の責務の強化

- ・狭あい道路整備への協力義務の強化（努力義務→義務）。
- ・建築主と権利者に加え、設計者、施工者、指定確認検査機関にも協力義務を課す。

■後退用地等の整備

- ・後退用地・すみ切り用地について、建築確認申請前に市との事前協議を義務付け。
- ・協議が成立した場合、後退用地等を舗装して道路化。
- ・上記の道路について、形状の変更、交通の阻害を禁止。

■市の権限強化

- ・安全上、防火上又は衛生上特に必要な場合には、後退用地内の建築物・工作物の撤去等を命ずることができる。
- ・権利者に拡幅整備の協議を申し入れることができる。

期待される効果 狭あい道路整備に関する市の権限・責務を強化するとともに、関係者の協力義務を強化することによって、**狭あい道路の解消を促進し、災害に強いまちづくり**を推進します。

地産地消・食育条例

要旨



■食育・地産地消の取り組み（行政の役割）

- ・自立できる都市農業の確立。
- ・横浜産物のブランド化「横浜ブランド」の確立。
- ・各区の取り組みの後押し、広報支援。

■食育・地産地消の取り組み（市民の役割）

- ・安全で安心な横浜産物の理解・促進。
- ・生産者や事業者等との連携した地産地消の促進。

■食育・地産地消の取り組み（生産者の役割）

- ・横浜産物の生産に対する自覚・責任。
- ・横浜産物の品質等に関する情報提供。

■食育・地産地消の取り組み（事業者の役割）

- ・横浜産物の品質等を理解し、市内外への広報。
- ・生産者のニーズ、市民ニーズを捉えた活動。

期待される効果 条例を制定することにより、**農地、緑地の保全**、**都市農業特有の課題解決の取り組み支援**、**横浜産物の「業」としての自立支援**を図ることができます。市民・事業者・生産者・行政が、必要な「食育・地産地消」の取り組みを行いながら、**市民の健康の維持・向上と、観光資源として活用**する施策推進を図ります。

財政健全化条例

要旨



■持続可能な財政構造の確立

- ・将来にわたって財政規律に配慮する。
- ・市民一人一人にとって受益と負担の均衡をはかる。

■計画的な財政運営

- ・財政計画の策定により市の事業が財政運営に与える影響を可視化する。
- ・計画的な財政運営について議会への報告を求める。

■情報の共有

- ・わかりやすい情報を公開することで財政運営の透明性を向上する。
- ・財務諸表を公表することで情報の共有をはかる。

■資産・負債の管理

- ・市債、公共施設、基金など資産・負債の管理を行う。
- ・継続的に歳入の確保、歳出の見直しに取り組む。

期待される効果 市の財政運営に関する基本的な考えを定めることにより、首長がどのような政策を進めようとも、本市においては「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」にのっとり、財政規律に配慮した**将来にわたって持続可能な財政運営**を進めます。

すでに可決した条例

地域の絆をはぐくむ条例



横浜市は大都市ゆえに人口の流出が激しく、自治会・町内会の加入率も年々低下しています。その為に、我が国が大切に守ってきた地域社会の絆が希薄になる昨今、本条例を定める事により、自助・共助・公助の精神に基づき、市民が自主的に行う地域活動を促進し、地域で互いに支え合う社会を構築する事を目的とします。条例の制定により、市は地域活動の促進施策を推進し、市民には地域活動の一員としての役割を担う理念を定めています。

災害時自助・共助推進条例



東日本大震災の記憶と共に、防災・減災意識が高まっている今、この条例では、自分の命を自分で守る「自助」の理念、また、近隣や地域の市民が助け合い、支え合うことで互いの命を守る「共助」の理念、この「自助・共助の理念」をより具体化し、震災を含めたあらゆる災害時の市民・事業者・行政の役割を明らかにし、災害時に備えた地域連携、帰宅困難者対策など、具体的な対策を規定することで、減災社会の実現を目指しています。